

議案第19号

執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

執行機関の附属機関設置に関する条例(昭和41年条例第1号)新旧対照表

※この新旧対照表は、執行機関の附属機関設置に関する条例(昭和41年条例第1号)に、執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例(平成31年条例第1号)が溶け込んだものを現行として作成しています。

(現行)

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、執行機関の附属機関として、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、次の機関を置く。

附属機関の属する執行機関	附属機関	担当事務	組織及び構成	
			委員総数	構成
市長	宝塚市行政評価委員会	施策評価、事務事業評価等についての調査、審議に関する事務	6人	知識経験者 3人 市内の公共的団体等の代表者 2人 公募による市民 1人
	宝塚市消費生活協議会	消費生活に関する重要事項についての調査、審議に関する事務	12人以内	知識経験者 2人 市内の公共的団体等の代表者 5人以内 関係行政機関の職員 3人以内 公募による市民 2人

(改正案)

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、執行機関の附属機関として、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、次の機関を置く。

附属機関の属する執行機関	附属機関	担当事務	組織及び構成	
			委員総数	構成
市長	宝塚市行政評価委員会	施策評価、事務事業評価、夢・未来 たからづか創生総合戦略その他の行政マネジメントシステムについての調査審議に関する事務	9人以内	知識経験者 4人以内 担当事務の遂行に適任と認められる者 3人以内 市内の公共的団体等の代表者 1人 公募による市民 1人

宝塚市消費生活協 議会	消費生活に関する重要 事項についての調査、審 議に関する事務	12 人 以 内	知識経験者 2 人 市内の公共的団体 等の代表者 5 人以 内 関係行政機関の職 員 3 人以内 公募による市民 2 人
宝塚市農業振興会 議	農業振興に関する重要 な事項についての調査 審議に関する事務	8 人以内	知識経験者 1 人 市内の公共的団体 等の代表者 4 人以 内 関係行政機関の職 員 1 人 農業振興の関係者 1 人 公募による市民 1 人

議案第20号

宝塚市新型コロナウイルス対策思いやり応援基金条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市新型コロナウイルス対策思いやり応援基金条例(令和2年条例第22号)新旧対照表

現行	改正案
<p data-bbox="284 439 368 465">附 則</p> <p data-bbox="233 481 373 510"><u>(施行期日)</u></p> <p data-bbox="204 526 708 555">1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p data-bbox="233 571 485 600"><u>(この条例の失効等)</u></p> <p data-bbox="204 616 778 685">2 この条例は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。</p> <p data-bbox="204 701 778 992">3 <u>前項の規定によるこの条例の失効の際、現に基金に残額があるときは、当該残額を宝塚市ふるさとまちづくり基金(宝塚市ふるさとまちづくり基金条例(平成20年条例第37号)第1条に規定する宝塚市ふるさとまちづくり基金をいう。)</u>に同条例第6条第5号に規定する事業を実施するため、積み立てるものとする。</p>	<p data-bbox="890 439 975 465">附 則</p> <p data-bbox="839 526 1295 555">この条例は、公布の日から施行する。</p>

議案第21号

宝塚市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 宝塚市個人番号の利用等に関する条例(平成27年条例第48号)新旧対照表
 (現行)

別表第1 (第3条関係)

執行機関	事務
市長	
	(7) <u>在宅重症心身障害者に対する訪問看護支援事業助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u>
	(8)～(11) (略)
	(12) <u>私立幼稚園就園奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u>

別表第2 (第3条関係)

執行機関	事務	特定個人情報
市長		
	(18) <u>在宅重症心身障害者に対する訪問看護支援事業助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u>
		<u>障害者関係情報であって規則で定めるもの</u>
	(19)～(24) (略)	(略)
	(25) <u>私立幼稚園就園奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u>
	<u>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u>	
	<u>外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u>	

(改正案)

別表第1 (第3条関係)

執行機関	事務
市長	
	(7)～(10) (略)

別表第2 (第3条関係)

執行機関	事務	特定個人情報
市長		
	(18)～(23) (略)	(略)

議案第22号

宝塚市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市個人情報保護条例(平成17年条例第54号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 事業者 法人その他の団体(国、独立行政法人等(<u>独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項</u>に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))、地方公共団体及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))を除く。第19条第4号において「法人等」という。)及び事業を営む個人をいう。</p> <p>(11)・(12) (略)</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 事業者 法人その他の団体(国、独立行政法人等(<u>個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第9項</u>に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))、地方公共団体及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))を除く。第19条第4号において「法人等」という。)及び事業を営む個人をいう。</p> <p>(11)・(12) (略)</p>

議案第23号

宝塚市公正な職務執行の確保に関する条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市公正な職務執行の確保に関する条例(平成23年条例第2号)新旧対照表

現行	改正案
<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条—第5条)</p> <p>第2章 宝塚市公正職務審査会(第6条—第11条)</p> <p>第3章 公益通報者保護制度(第12条—<u>第20条</u>)</p> <p>第4章 要望等の記録制度(第21条—第28条)</p> <p>第5章 雑則(<u>第29条</u>)</p> <p>附則 (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 職員等 次に掲げる者 _____ _____をいう。</p> <p>ア 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職に属する _____職員及び同条第3項に規定する特別職に属する _____職員(市長及び市議会議員を除く。)</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>オ アからエまでに掲げる者のほか、本市が<u>労務提供先</u>(公益通報者保護法(平成16年法律第122号)第2条第1項に規定する<u>労務提供先</u>をいう。)となる労働者(労働基準法(昭和22年法律第49号)第9条に規定する労働者をいう。)</p> <p>(2)～(8) (略)</p> <p>(不利益な取扱いに係る申出等)</p> <p><u>第19条</u> (略)</p> <p>(不利益な取扱いに関する調査の結果に係る通知等)</p> <p><u>第20条</u> (略)</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条—第5条)</p> <p>第2章 宝塚市公正職務審査会(第6条—第11条)</p> <p>第3章 公益通報者保護制度(第12条—<u>第22条</u>)</p> <p>第4章 要望等の記録制度(第23条—第30条)</p> <p>第5章 雑則(<u>第31条</u>)</p> <p>附則 (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 職員等 次に掲げる者<u>及び公益通報の日前1年以内に次に掲げる者であった者</u>をいう。</p> <p>ア 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職に属する <u>本市の</u>職員及び同条第3項に規定する特別職に属する <u>本市の</u>職員(市長及び市議会議員を除く。)</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>オ アからエまでに掲げる者のほか、本市が<u>役務提供先</u>(公益通報者保護法(平成16年法律第122号)第2条第1項に規定する<u>役務提供先</u>をいう。)となる労働者(労働基準法(昭和22年法律第49号)第9条に規定する労働者をいう。)</p> <p>(2)～(8) (略)</p> <p><u>(損害賠償の制限)</u></p> <p><u>第19条</u> 市は、<u>公益通報によって損害を受けたことを理由として、当該公益通報をした公益通報者又は調査協力者に対して、賠償の請求を行わない。</u></p> <p>(不利益な取扱いに係る申出等)</p> <p><u>第20条</u> (略)</p> <p>(不利益な取扱いに関する調査の結果に係る通知等)</p> <p><u>第21条</u> (略)</p>

(要望等への対応の基本原則)

第21条 (略)

(要望等の記録等)

第22条 (略)

(記録の例外)

第23条 (略)

(諮問等)

第24条 (略)

(審査会の答申)

第25条 (略)

(審査会の答申の尊重)

第26条 (略)

2 (略)

3 市の執行機関は、前条第2項の規定により審査会の答申があったときは、第21条第1項及び第2項に規定する要望等への対応の基本原則に従い、要望等に対し適切に対応しなければならない。

(要望等の記録の報告等)

第27条 市の執行機関は、要望等の記録(第23条第1号に規定する記録を含む。)を整理し、年に2回審査会に報告しなければならない。

2・3 (略)

(公表)

第28条 (略)

(委任)

第29条 (略)

(公益通報に対応する従事者の義務)

第22条 公益通報を受け、並びに当該公益通報に係る通報対象事実の調査をし、及びその是正に必要な措置をとる業務に従事する者(委員を除く。以下この条において「公益通報対応業務従事者」という。)又は公益通報対応業務従事者であった者は、正当な理由がなく、公益通報に係る対応業務に関して知り得た事項であつて公益通報者又は調査協力者を特定させるものを漏らしてはならない。

(要望等への対応の基本原則)

第23条 (略)

(要望等の記録等)

第24条 (略)

(記録の例外)

第25条 (略)

(諮問等)

第26条 (略)

(審査会の答申)

第27条 (略)

(審査会の答申の尊重)

第28条 (略)

2 (略)

3 市の執行機関は、前条第2項の規定により審査会の答申があったときは、第23条第1項及び第2項に規定する要望等への対応の基本原則に従い、要望等に対し適切に対応しなければならない。

(要望等の記録の報告等)

第29条 市の執行機関は、要望等の記録(第25条第1号に規定する記録を含む。)を整理し、年に2回審査会に報告しなければならない。

2・3 (略)

(公表)

第30条 (略)

(委任)

第31条 (略)

議案第24号

職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和29年条例第8号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(休暇)</p> <p>第7条 休暇は、年次休暇、公務傷病等による療養休暇、公務傷病等以外による療養休暇、産前産後の休暇、育児時間、通院休暇、妊娠中の女性職員に対する通勤に係る休暇、出産補助休暇、育児参加休暇、看護休暇、子の看護休暇、介護休暇、介護時間、生理休暇、結婚休暇、忌引休暇、組合休暇、育児部分休暇_____及び特別休暇とし、看護休暇(1年につき10日を超える期間に限る。)、介護休暇、介護時間、組合休暇及び育児部分休暇を除くほかいずれも有給休暇とする。</p> <p>(介護休暇)</p> <p>第11条の8 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 介護休暇の承認は、当該承認を受けた職員が、産前産後の休暇を始めた場合、育児休業(地方公務員等の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項に規定する育児休業をいう。以下同じ。)の承認を受けた場合及び休職又は停職の処分を受けた場合は、その効力を失う。</p> <p>4 (略)</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>(会計年度任用職員の勤務時間等)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第18条 (略)</p>	<p>(休暇)</p> <p>第7条 休暇は、年次休暇、公務傷病等による療養休暇、公務傷病等以外による療養休暇、産前産後の休暇、育児時間、通院休暇、妊娠中の女性職員に対する通勤に係る休暇、出産補助休暇、育児参加休暇、看護休暇、子の看護休暇、介護休暇、介護時間、生理休暇、結婚休暇、忌引休暇、組合休暇、育児部分休暇、<u>出生サポート休暇</u>及び特別休暇とし、看護休暇(1年につき10日を超える期間に限る。)、介護休暇、介護時間、組合休暇及び育児部分休暇を除くほかいずれも有給休暇とする。</p> <p>(介護休暇)</p> <p>第11条の8 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 介護休暇の承認は、当該承認を受けた職員が、産前産後の休暇を始めた場合、育児休業(地方公務員の育児休業等に関する法律__ (平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項に規定する育児休業をいう。以下同じ。)の承認を受けた場合及び休職又は停職の処分を受けた場合は、その効力を失う。</p> <p>4 (略)</p> <p><u>(出生サポート休暇)</u></p> <p>第16条 <u>任命権者は、職員が通院その他の不妊治療に係る事由のため勤務しないことが相当であると認められるときは、その請求により、1年につき10日(規則で定める場合にあつては、5日)以内の出生サポート休暇を与えることができる。</u></p> <p>(特別休暇)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>(会計年度任用職員の勤務時間等)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第19条 (略)</p>

議案第25号

宝塚市職員互助会設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市職員互助会設置に関する条例(昭和42年条例第9号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(組織)</p> <p>第2条 互助会は、本市の職員で<u>次の各号のいずれかに該当するもの</u></p> <hr/> <p>(以下「会員」という。)をもって組織する。<u>ただし、別個の厚生制度に加入する教職員及び臨時的に任用される職員を除く。</u></p> <p>(1) <u>地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)に基づいて組織された共済組合の組合員</u></p> <p>(2) <u>非常勤職員(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあつては、月額で報酬を定める者に限る。)で、その勤務時間が1週間につき、職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則(昭和29年規則第2号)第2条第1項に規定する勤務時間の4分の3を超えるもの及び市長がこれに準ずると認める者</u></p>	<p>(組織)</p> <p>第2条 互助会は、本市の職員で<u>地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)に基づいて組織された共済組合の組合員であるもの(次に掲げる者を除く。)</u>(以下「会員」という。)をもって組織する。</p> <p>(1) <u>地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員(次号において「会計年度任用職員」という。)のうち、月額で報酬を定める者で、その勤務時間が1週間につき、職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和29年条例第8号)第2条第1項に規定する勤務時間の4分の3を超えないもの</u></p> <p>(2) <u>日額又は時間額で報酬を定める会計年度任用職員</u></p> <p>(3) <u>別個の厚生制度に加入する教職員</u></p>

議案第26号

宝塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市国民健康保険税条例(昭和34年条例第28号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(国民健康保険の被保険者に係る _____ 所得割額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る _____ 被保険者均等割額)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る _____ 世帯別平等割額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p><u>(国民健康保険税の減額)</u></p> <p>第11条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額から当該各号ア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が法施行令第56条の88の2第1項に規定する額を超える場合には、同項に規定する額)、第2条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該各号ウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が法施行令第56条の88の2第2項に規定する額を超える場合には、同項に規定する額)並びに第2条第4項本文の介護納付金課税額から当該各号オ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が法施行令第56条の88の2第3項に規定する額を超える場合には、同項に規定する額)の合算額とする。</p> <p>(1) 法施行令第56条の89第2項第2号イに掲げる区分に該当する世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る _____ 被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)</p> <p>1人について 22,120円</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る _____ 世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア)・(イ)・(ウ) (略)</p> <p>ウ～カ (略)</p> <p>(2) 法施行令第56条の89第2項第2号ロに</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る <u>基礎課税額</u>の所得割額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る <u>基礎課税額</u>の被保険者均等割額)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る <u>基礎課税額</u>の世帯別平等割額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p><u>(低所得者の国民健康保険税の減額)</u></p> <p>第11条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額から当該各号ア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が法施行令第56条の88の2第1項に規定する額を超える場合には、同項に規定する額)、第2条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該各号ウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が法施行令第56条の88の2第2項に規定する額を超える場合には、同項に規定する額)並びに第2条第4項本文の介護納付金課税額から当該各号オ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が法施行令第56条の88の2第3項に規定する額を超える場合には、同項に規定する額)の合算額とする。</p> <p>(1) 法施行令第56条の89第2項第2号イに掲げる区分に該当する世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る <u>基礎課税額</u>の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)</p> <p>1人について 22,120円</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る <u>基礎課税額</u>の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア)・(イ)・(ウ) (略)</p> <p>ウ～カ (略)</p> <p>(2) 法施行令第56条の89第2項第2号ロに</p>

掲げる区分に該当する世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る _____
_____被保険者均等割額 被保険者
(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 15,800円

イ 国民健康保険の被保険者に係る _____
_____世帯別平等割額 次に掲げる
世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
(ア)・(イ)・(ウ) (略)

ウ～カ (略)

(3) 法施行令第56条の89第2項第2号ハに掲げる区分に該当する世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る _____
_____被保険者均等割額 被保険者
(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 6,320円

イ 国民健康保険の被保険者に係る _____
_____世帯別平等割額 次に掲げる
世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
(ア)・(イ)・(ウ) (略)

ウ～カ (略)

掲げる区分に該当する世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る 基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者
(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 15,800円

イ 国民健康保険の被保険者に係る 基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる
世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
(ア)・(イ)・(ウ) (略)

ウ～カ (略)

(3) 法施行令第56条の89第2項第2号ハに掲げる区分に該当する世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る 基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者
(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 6,320円

イ 国民健康保険の被保険者に係る 基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる
世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
(ア)・(イ)・(ウ) (略)

ウ～カ (略)

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第11条の2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下この条において「未就学児」という。)がある場合における当該未就学児に係る基礎課税額の被保険者均等割額は、第4条に定める額から、15,800円を減額して得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、前条の規定により国民健康保険税の額を減額するものとした納税義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る基礎課税額の被保険者均等割額は、同条の規定により減額した後の額から、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 前条第1号アに規定する金額を減額した世帯 4,740円

(2) 前条第2号アに規定する金額を減額した世帯 7,900円

(3) 前条第3号アに規定する金額を減額した世帯 12,640円

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第11条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第12条の3において同じ。)である場合における第3条及び前条の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第11条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。)」

3 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に未就学児がある場合における当該未就学児に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額は、第5条の3に定める額から、4,450円を減額して得た額とする。

4 前項の規定にかかわらず、前条の規定により国民健康保険税の額を減額するものとした納税義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額は、同条の規定により減額した後の額から、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 前条第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,335円

(2) 前条第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,225円

(3) 前条第3号ウに規定する金額を減額した世帯 3,560円

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第11条の3 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第12条の3において同じ。)である場合における第3条及び第11条の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第11条の3に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、第11条第1号中「法施行令第56条の89第2項第2号イに掲げる区分に該当する」とあるのは「第11条の3に規定する特例対象被保険者等の法第703条の5第1項に規定する総所得金額に給与所得が含まれている場合において、当該給与所得について所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとして当該総所得金額を算定したとき(次号及び第3号におい

議案第27号

宝塚市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市介護保険条例(平成12年条例第12号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(保険料の減免)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、<u>普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限の日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の2月前の15日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証する書類を添付して、市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(保険料の減免)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証する書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 (略)</p>

議案第28号

宝塚市市街化調整区域における開発行為及び建築物の新築等に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

宝塚市市街化調整区域における開発行為及び建築物の新築等に関する条例(平成30年条例第33号)
新旧対照表

現行	改正案
<p>(市街化を促進しない開発行為)</p> <p>第3条 法第34条第12号に規定する条例で区域、目的又は予定建築物等の用途を限り定める開発行為は、<u>法施行令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地</u>を含まない土地の区域における別表第1右欄に掲げる建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為とする。</p> <p>(市街化を促進しない建築物の新築等)</p> <p>第4条 法施行令第36条第1項第3号ハに規定する条例で区域、目的又は用途を限り定める建築物の新築等は、<u>法施行令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域</u>を含まない土地の区域における別表第1右欄に掲げる建築物の新築等とする。</p> <p>(特別指定区域の指定)</p> <p>第12条 市長は、第7条第3項の規定により定めた区域のうち、<u>法施行令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地</u>を含まない区域を特別指定区域として指定するものとする。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(市街化を促進しない開発行為)</p> <p>第3条 法第34条第12号に規定する条例で区域、目的又は予定建築物等の用途を限り定める開発行為は、<u>法施行令第29条の9各号に掲げる区域</u>を含まない土地の区域における別表第1右欄に掲げる建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為とする。</p> <p>(市街化を促進しない建築物の新築等)</p> <p>第4条 法施行令第36条第1項第3号ハに規定する条例で区域、目的又は用途を限り定める建築物の新築等は、<u>法施行令第29条の9各号に掲げる区域</u>を含まない土地の区域における別表第1右欄に掲げる建築物の新築等とする。</p> <p>(特別指定区域の指定)</p> <p>第12条 市長は、第7条第3項の規定により定めた区域のうち、<u>法施行令第29条の9各号に掲げる区域</u>を含まない区域を特別指定区域として指定するものとする。</p> <p>2～4 (略)</p>

議案第29号

宝塚市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市営住宅管理条例(平成9年条例第37号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に定める者(以下「老人等」という。)のうち、前項第2号に定める条件を備えない者(身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者(以下「<u>单身生活困難者</u>」という。))を除く。)で、前項第1号、第3号及び第4号に規定する条件を備えるもの(その者の収入が第5項に定める額を超えない者に限る。)は、市営住宅に入居することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者でその<u>障害の程度が、次のアからウまでに掲げる障害の種類に応じ、それぞれアからウまでに定める程度であるもの</u> ア～ウ (略)</p> <p>(3)～(9) (略)</p> <p>3～6 (略)</p> <p>第6条の2 <u>市長は、入居の申込みをした者が单身生活困難者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該入居の申込みをした者と面接し、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査することができる。</u></p> <p>(住宅の明渡し請求)</p> <p>第42条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長は、第1項第1号の規定に該当することを理由に同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃等の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に<u>年5分の割合</u>による支払期日後の利息を付した額の金銭を、請求の日の</p>	<p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に定める者(以下「老人等」という。)のうち、前項第2号に定める条件を備えない者_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____で、前項第1号、第3号及び第4号に規定する条件を備えるもの(その者の収入が第5項に定める額を超えない者に限る。)は、市営住宅に入居することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者でその<u>障害の程度が、次のアからウまでに掲げる障害の種類に応じ、それぞれアからウまでに定める程度であるもの</u> ア～ウ (略)</p> <p>(3)～(9) (略)</p> <p>3～6 (略)</p> <p>(住宅の明渡し請求)</p> <p>第42条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長は、第1項第1号の規定に該当することを理由に同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃等の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に<u>法定利率</u>による支払期日後の利息を付した額の金銭を、請求の日の</p>

<p>翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃等の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃等の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。</p> <p>4～6 (略)</p>
---	---

議案第30号

宝塚市消防団条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市消防団条例(昭和44年条例第15号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(服務規律)</p> <p>第9条 消防団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事する。ただし、招集を受けない場合であっても、市内に<u>水火災その他の災害</u>の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い直ちに出動し、職務に従事しなければならない。</p> <p>(報酬)</p> <p>第13条 <u>消防団員には、報酬を支給する。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第14条 <u>消防団員が水火災への出動、警戒及び訓練等の職務に従事するときは、別表第2により費用を弁償する。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>別表第1(第13条関係)</p> <p>【別記 参照】</p> <p><u>別表第2(第13条関係)</u></p> <p>(略)</p>	<p>(服務規律)</p> <p>第9条 消防団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事する。ただし、招集を受けない場合であっても、市内に<u>災害(水火災、地震その他の災害をいう。以下同じ。)</u>の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い直ちに出動し、職務に従事しなければならない。</p> <p>(報酬)</p> <p>第13条 <u>基本団員には年額報酬を、機能別団員には日額報酬を、それぞれ支給する。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>消防団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事する場合には、出動報酬を支給する。</u></p> <p>5 <u>前項の出動報酬の額は、別表第2の定めるところによる。</u></p> <p>(費用弁償)</p> <p>第14条</p> <p>(略)</p> <p>別表第1(第13条関係)</p> <p>【別記 参照】</p> <p><u>別表第2(第13条関係)</u></p> <p>(略)</p>

【別記】

(現行)

別表第1(第13条関係)

区分	階級	支給単位	金額	摘要
基本団員				
	団員	年額	<u>32,000円</u>	

(改正案)

別表第1(第13条関係)

区分	階級	支給単位	金額	摘要
基本団員				
	団員	年額	<u>36,500円</u>	

議案第31号

宝塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
 宝塚市消防団員等公務災害補償条例(令和2年条例第33号)新旧対照表

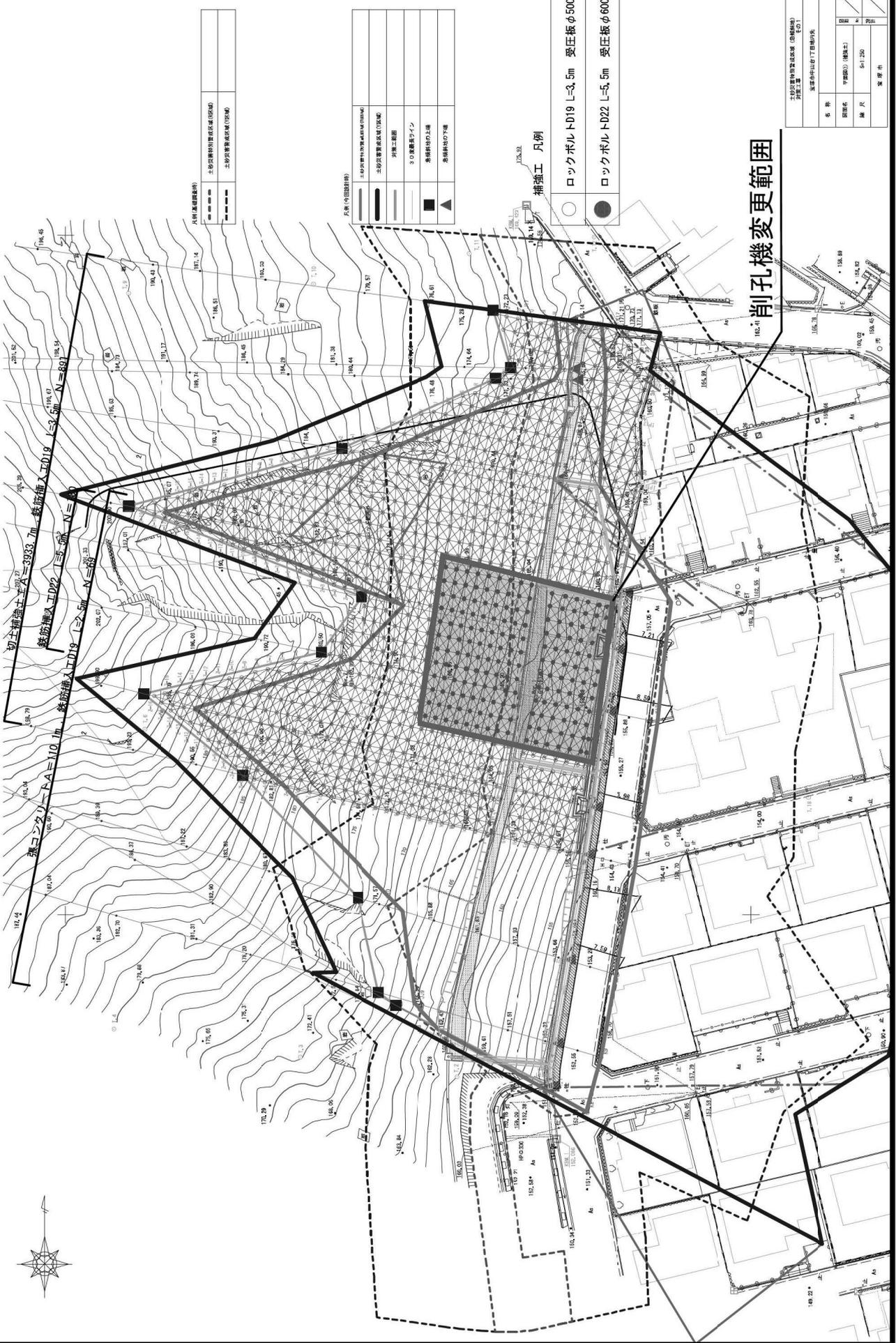
現行	改正案
<p>第3条 (略)</p> <p>2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。 <u>ただし、傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。</u></p>	<p>第3条 (略)</p> <p>2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>

議案第32号

工事請負契約（土砂災害特別警戒区域（急傾斜地）対策工事（その1））の変更について

- 1 工事期間 着工 令和3年(2021年)3月19日
完工予定 令和4年(2022年)3月31日
- 2 変更内容 (1) 補強土工における削孔長5.5mの箇所180本について、削孔機をSD削孔機3型からSD削孔機2型へ変更する。
(2) 張コンクリート部の補強土工におけるアンカー本数について、地盤面以下のアンカー20本を減工する。
- 3 その他 平面図①(補強土)及び下部コンクリート壁ロックボルト配置詳細図(別紙添付)

平面図①（補強工） S=1/250



---	土砂災害特別警戒区域(旧区域)
---	土砂災害警戒区域(旧区域)
---	土砂災害警戒区域(旧区域)

---	土砂災害特別警戒区域(旧区域)
---	土砂災害警戒区域(旧区域)
---	境界線
---	30m等高線
---	等高線(10m)
---	等高線(5m)
---	等高線(2m)

- 補強工 凡例
- ロックボルトD19 L=3.5m 受圧板φ500
 - ロックボルトD22 L=5.5m 受圧板φ600

削孔機変更範囲

土砂災害特別警戒区域(旧区域)		土砂災害警戒区域(旧区域)	
境界線			
名称	削孔機(機軸)	削孔機(機軸)	削孔機(機軸)
削孔機	削孔機	削孔機	削孔機
削孔機	削孔機	削孔機	削孔機
削孔機	削孔機	削孔機	削孔機

議案第33号

権利の放棄について

事件の概要

相手方は、昭和54年(1979年)3月1日から市営[REDACTED] (以下「本件住宅」という。)に入居後、家賃を滞納し、再三再四の催告にもかかわらず、家賃を納付しなかったため、平成13年(2001年)8月20日に使用許可を取り消した。

しかしながら、その後も相手方が居住し続けたため、平成14年(2002年)1月28日に本件住宅の明渡し請求等の訴えを提起し、同年3月4日に本件住宅の明渡し及び市営住宅使用料の支払を相手方に命じる判決が確定した。

その後、相手方は本件住宅を明け渡し、市は相手方に対し滞納家賃の支払の催告を実施してきたが、平成28年(2016年)5月24日を最後に支払は滞り、平成29年(2017年)6月8日に相手方は死亡した。

相手方の財産も不明であるほか、相手方の法定相続人である配偶者及び子は相続放棄を行っており、連帯保証人2名のうち1名は既に死亡し、1名は生活保護受給者である状況の中、令和3年(2021年)5月23日に消滅時効が完成し、債権回収が著しく困難であるので、権利の放棄をしようとするものである。

※個人情報保護のため、一部マスキングしています。

議案第34号

訴えの提起について

事件の概要

相手方は、平成25年(2013年)11月8日から市営[](以下「本件住宅」という。)に入居し、令和元年(2019年)10月1日に[]へ転出したにもかかわらず、本件住宅を返還しなかった。そこで本市は、令和3年(2021年)12月8日、宝塚市営住宅管理条例第42条第1項の規定により相手方に対し、同月28日までに本件住宅を明け渡すよう求めたが、履行しないので、やむを得ず住宅明渡し請求等を提訴しようとするものである。

宝塚市営住宅管理条例(抜粋)

(住宅の明渡し請求)

第42条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合において、当該入居者に対し、市営住宅の明渡しを請求することができる。

- (1)～(3) (略)
- (4) 正当な理由によらないで15日以上市営住宅を使用しないとき。
- (5)～(7) (略)
- 2 前項の規定により市営住宅の明渡しの請求を受けた入居者は、速やかに当該市営住宅を明け渡さなければならない。
- 3 (略)
- 4 市長は、第1項第2号から第6号までの規定に該当することを理由に同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対し、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃等の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。
- 5・6 (略)

※個人情報保護のため、一部マスキングしています。

議案第35号

損害賠償の額の決定について

損害賠償の額の算定方法

賠償の金額の内訳

(1) 損害賠償の対象	
車両及び衣服の損害額	170,954円
治療費	109,969円
交通費	49,230円
休業損害	34,844円
後遺障害逸失利益	1,517,385円
入通院慰謝料	1,128,000円
後遺障害慰謝料	990,000円
合計	4,000,382円
(2) 過失による市の負担割合	50%
(3) 市の相手方に対する賠償金額	2,000,191円

議案第36号

公の施設（宝塚市立温泉利用施設）の指定管理者の指定について
地方自治法(抜粋)

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2第1項～第5項（略）

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11（略）

議案第37号から第40号まで
市道路線の認定について
道路法(抜粋)

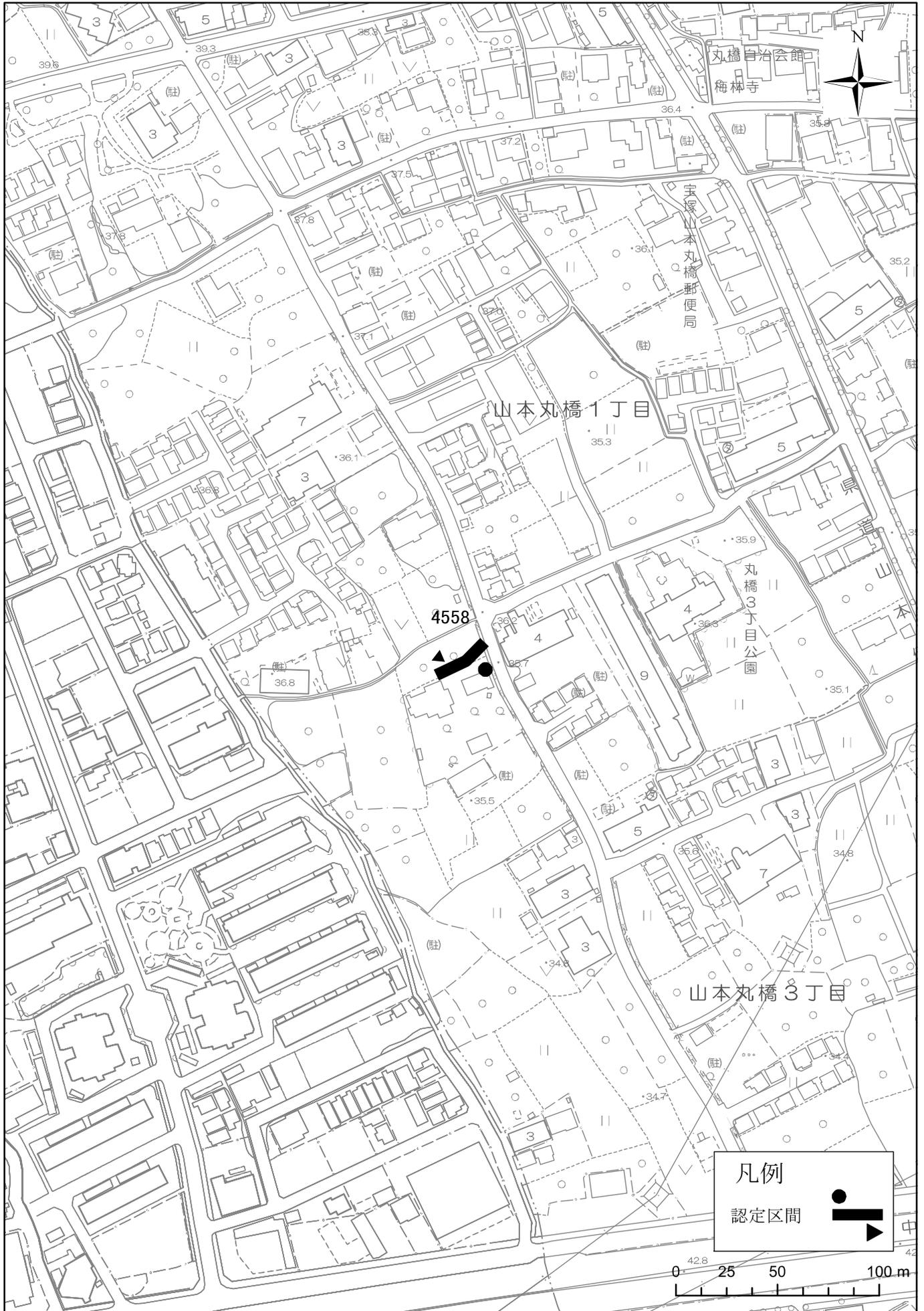
(市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

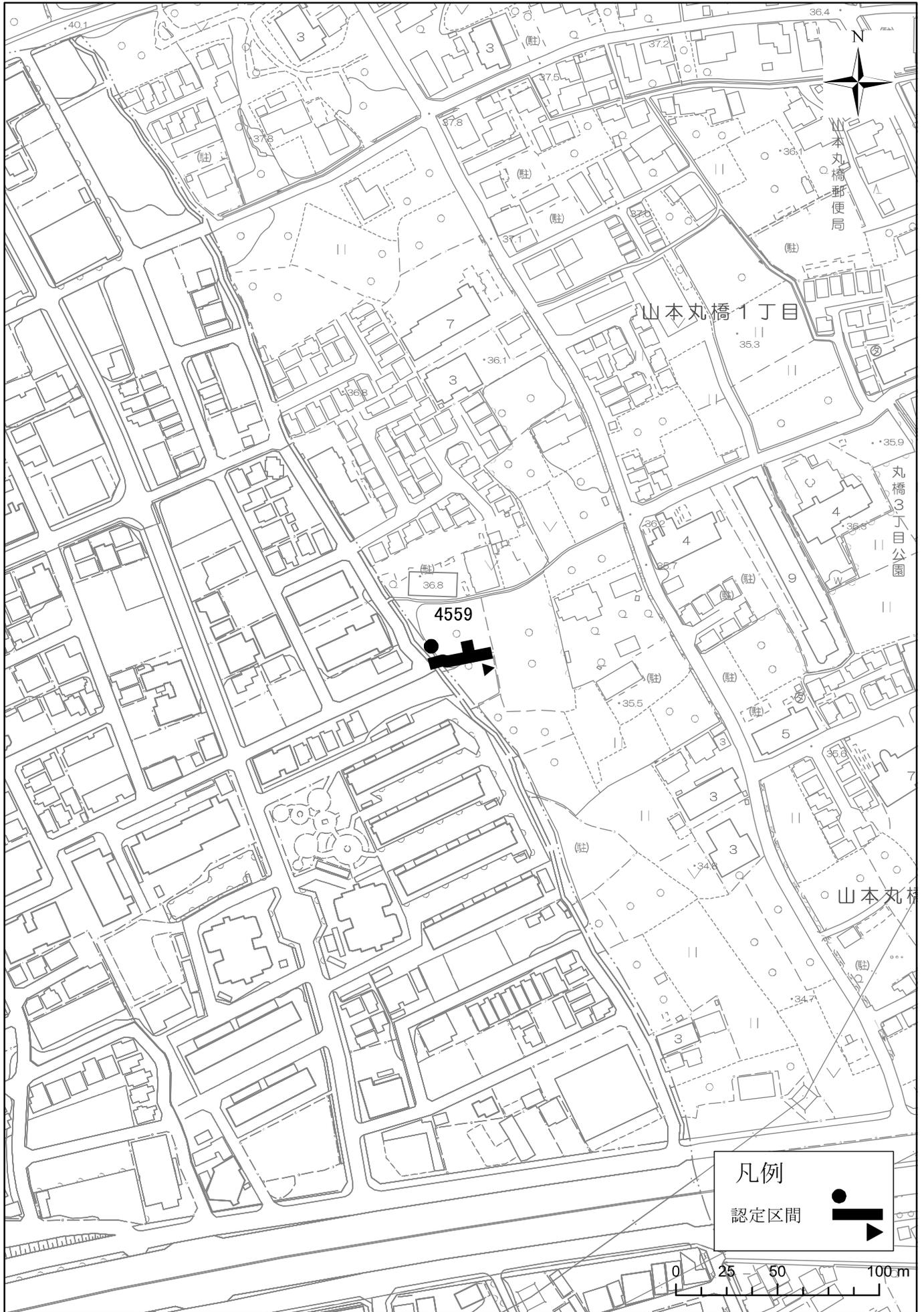
2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合には、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3～5 (略)

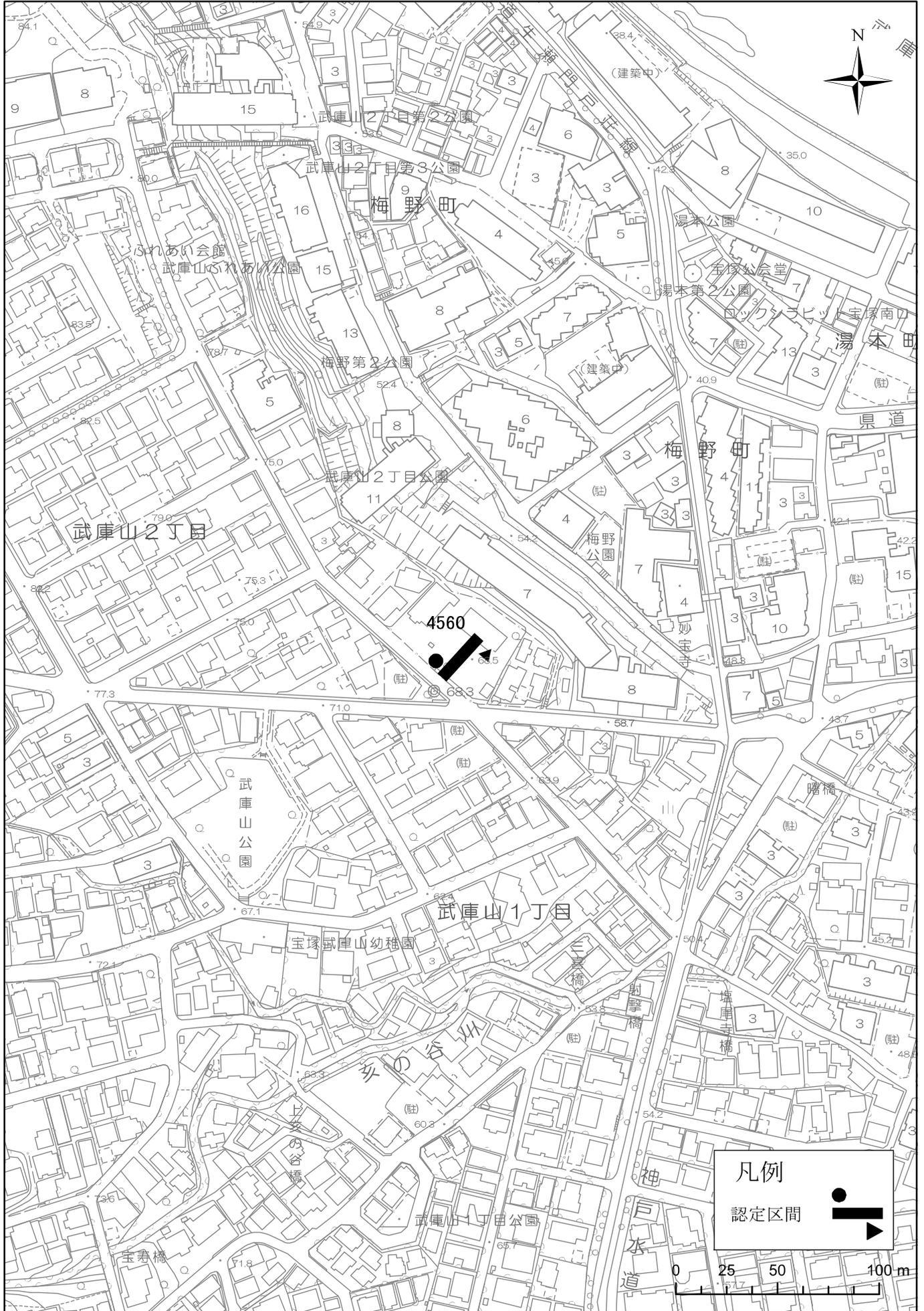
議案第37号
市道路線の認定について
認定路線図



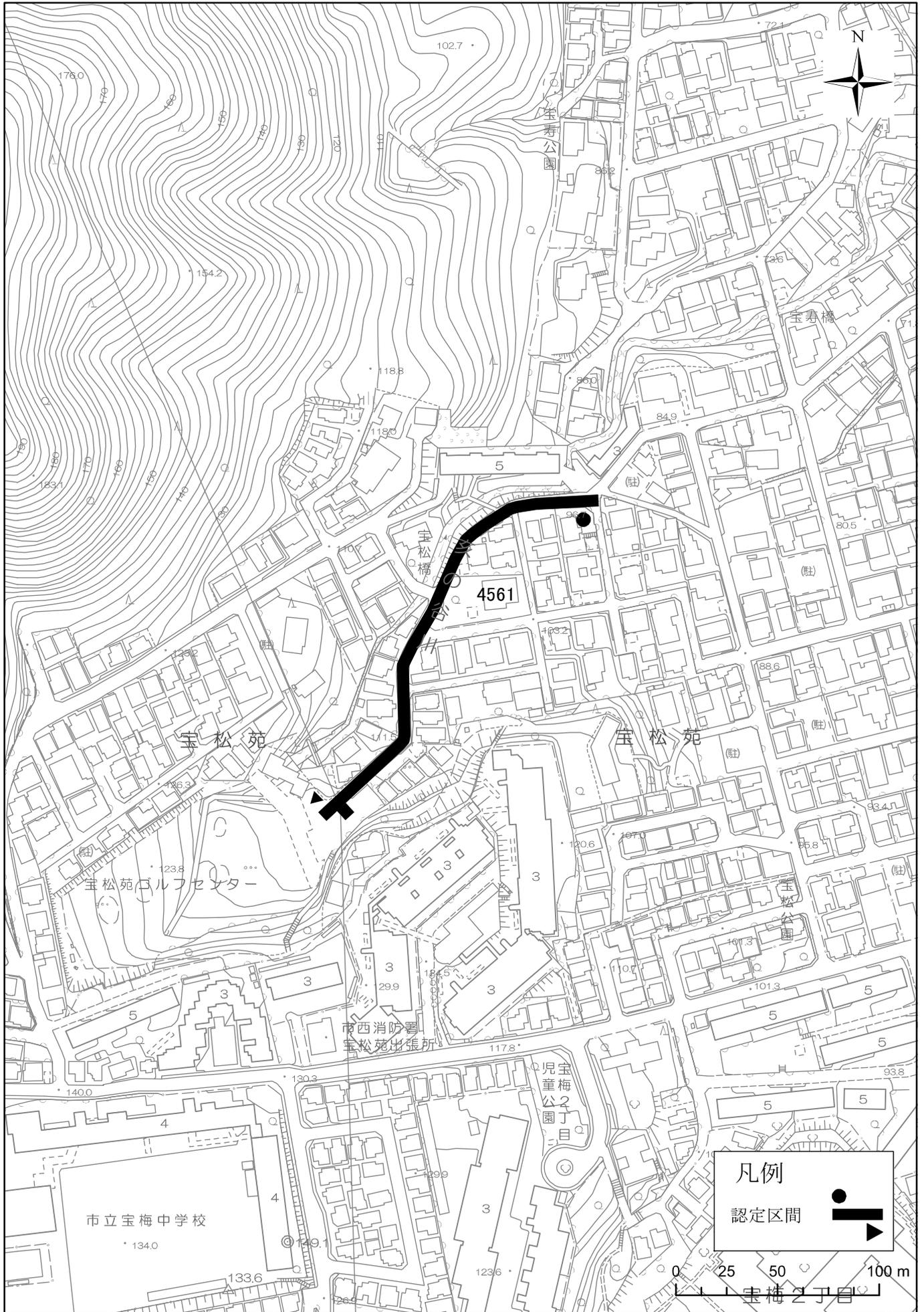
議案第38号
市道路線の認定について
認定路線図



議案第39号
市道路線の認定について
認定路線図



議案第40号
市道路線の認定について
認定路線図



議案第41号

宝塚市公平委員会の委員選任につき同意を求めることについて
宝塚市公平委員会の委員に選任しようとする者

住 所 [REDACTED]
氏 名 中 川 丈 久
生年月日 [REDACTED]
学 歴 [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
職 歴 平成11年 4月 神戸大学法学部教授
現在に至る。
平成24年11月 兵庫県情報公開・個人情報保護審議会会長
現在に至る。
平成25年 1月 兵庫県本人確認情報保護審議会会長
現在に至る。
平成25年 4月 内閣府(現在総務省へ移管)情報公開・個人情報保護審査会委員
現在に至る。
平成29年 4月 兵庫県行政不服審査会会長
現在に至る。
平成29年 7月 宝塚市公平委員会委員
現在に至る。
平成30年10月 消費者庁・消費者安全調査委員会・委員長
現在に至る。

※職歴は、現在に至るものを記載

地方公務員法(抜粋)

(人事委員会又は公平委員会の委員)

第9条の2 (略)

2 委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、且つ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。

3～12 (略)

※個人情報保護のため、一部マスキングしています。

議案第42号

宝塚市固定資産評価審査委員会の委員選任につき同意を求めることについて
宝塚市固定資産評価審査委員会の委員に選任しようとする者

住所	[REDACTED]	
氏名	模 泰 吉	
生年月日	[REDACTED]	
学歴	[REDACTED]	
職歴	昭和48年 4月	神戸弁護士会(現兵庫県弁護士会)登録
	昭和50年 4月	模泰吉法律事務所代表弁護士 (昭和60年4月三宮法律事務所に名称変更) 現在に至る。
	昭和60年 4月	神戸弁護士会副会長
	平成 6年 4月	宝塚市公平委員会委員
	平成10年 4月	宝塚市公平委員会委員
	平成12年 4月	兵庫県弁護士会会長
	平成18年 4月	近畿弁護士会連合会理事長
	平成19年 4月	宝塚市固定資産評価審査委員会委員
	平成22年 4月	宝塚市固定資産評価審査委員会委員
	平成25年 4月	宝塚市固定資産評価審査委員会委員
	平成28年 4月	宝塚市固定資産評価審査委員会委員
	平成31年 4月	宝塚市固定資産評価審査委員会委員 現在に至る。

地方税法(抜粋)

(固定資産評価審査委員会の設置、選任等)

第423条第1項・第2項 (略)

3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。

4～9 (略)

※個人情報保護のため、一部マスキングしています。

議案第43号

宝塚市固定資産評価審査委員会の委員選任につき同意を求めることについて
宝塚市固定資産評価審査委員会の委員に選任しようとする者

住所	[REDACTED]	
氏名	萩 正 博	
生年月日	[REDACTED]	
学歴	[REDACTED]	
職歴	昭和49年 4月	株式会社A R I 建築事務所入所
	昭和53年 3月	一級建築士登録
	昭和56年 1月	一級建築士事務所萩建築事務所設立 現在に至る。
	平成12年 4月	一般社団法人兵庫県建築士事務所協会阪神支部幹事
	平成18年 4月	一般社団法人兵庫県建築士事務所協会阪神支部副支部長
	平成20年 4月	ひょうご住まいサポートセンター相談員
	平成20年 4月	一般社団法人兵庫県建築士事務所協会阪神支部相談員（宝塚市 無料相談窓口・建築相談） 現在に至る。
	平成21年 4月	公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター住宅保険課検査員 現在に至る。
	平成24年 4月	一般社団法人兵庫県建築士事務所協会阪神支部幹事 現在に至る。
	平成28年 4月	宝塚市固定資産評価審査委員会委員
	平成31年 4月	宝塚市固定資産評価審査委員会委員 現在に至る。

※個人情報保護のため、一部マスキングしています。

諮問第1号

人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて
人権擁護委員の候補者として推薦しようとする者

住所 [REDACTED]
氏名 松下 義弘
生年月日 [REDACTED]
学歴 [REDACTED]
職歴 昭和45年 4月 株式会社織研新聞社入社
平成20年 4月 京都工芸繊維大学繊維科学センター特任教授、シニアフェロー
平成24年 5月 繊維未来塾事務局長（幹事）
現在に至る。
平成29年 4月 中山五月台自治会会長
現在に至る。
平成29年 6月 日本繊維機械学会フェロー
現在に至る。
平成30年 4月 京都工芸繊維大学非常勤講師
現在に至る。
令和 2年 4月 中山台コミュニティ常任評議会委員長
現在に至る。

人権擁護委員法(抜粋)

(委員の推薦及び委嘱)

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 前項の法務大臣の委嘱は、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)が推薦した者の中から、当該市町村を包括する都道府県の区域(北海道にあつては、第16条第2項ただし書の規定により法務大臣が定める区域とする。以下第5項において同じ。)内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聴いて、行わなければならない。

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

4～8 (略)

※個人情報保護のため、一部マスキングしています。